

野々市中央公園拡張整備事業基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野々市中央公園拡張整備事業基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、野々市中央公園拡張整備事業基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 副市長
- (4) 教育長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。